

実績評価書(案)

政策評価に関する有識者会議 福祉・年金WG（第18回）	資料 2－1
令和7年7月28日	

（厚生労働省6（Ⅶ－1－5））

施策目標名	自殺総合対策大綱に基づき、自殺対策を推進すること(施策目標Ⅶ-1-5) 基本目標Ⅶ: ナショナル・ミニマムを保障し、社会変化に対応した福祉サービスを提供するとともに、自立した生活の実現や安心の確保等を図ること 施策大目標1: 地域住民の様々なニーズに対して、地域の関係機関が連携して、必要な福祉サービスや支援を包括的に提供しつつ、地域の多様な主体の参加・協働を促し、地域共生社会を実現すること	
施策の概要	○ 自殺対策基本法や自殺総合対策大綱に基づき、自殺の防止、自殺者の親族等の支援の充実を図り、もって国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現のため、以下のような枠組みで自殺対策を推進している。 ○ 自殺対策基本法においては、自殺対策を地域レベルの取組を中心とするため、都道府県及び市町村に対して、地域の自殺実態、特性に応じた自殺対策計画の策定を義務付けている。 ○ 国は、地域の特性に応じた自殺対策計画を策定して対策を推進する都道府県及び市町村を財政面から支援するため、計画に基づいて当該地域の状況に応じた自殺対策のために必要な事業、その総合的かつ効果的な取組等を実施する都道府県等に対し、当該事業等の実施に要する経費に充てるため、推進される自殺対策の内容その他の事項を勘案して、都道府県等に対して地域自殺対策強化交付金を交付している。 ○ 自殺総合対策大綱は、社会経済情勢の変化、自殺をめぐる諸情勢の変化、大綱に基づく施策の推進状況や目標達成状況等を踏まえ、概ね5年を目途に見直しを行うこととされており、令和4年10月14日に新たな大綱が閣議決定された。 ○ 令和4年に改定された大綱では、新型コロナウイルス感染症感染拡大下の自殺の動向を踏まえ、当面の重点施策に「女性の自殺対策を更に推進する」を追加し、以下の13項目を当面の重点施策としている。 【自殺総合対策における当面の重点施策】 ① 地域レベルの実践的な取組への支援を強化する ② 国民一人ひとりの気付きと見守りを促す ③ 自殺総合対策の推進に資する調査研究等を推進する ④ 自殺対策に関わる人材の確保、養成及び資質の向上を図る ⑤ 心の健康を支援する環境の整備と心の健康づくりを推進する ⑥ 適切な精神保健医療福祉サービスを受けられるようにする ⑦ 社会全体の自殺リスクを低下させる ⑧ 自殺未遂者の再度の自殺企図を防ぐ ⑨ 遺された人への支援を充実する ⑩ 民間団体との連携を強化する ⑪ 子ども・若者の自殺対策を更に推進する ⑫ 勤務問題による自殺対策を更に推進する ⑬ 女性の自殺対策を更に推進する ○ 自殺リスクの高まりへの懸念から、対面、電話、SNSを活用した相談支援体制の拡充、各種相談に対応する人材の養成、情報発信の強化等を図っている。具体的には、以下のような対策を講じることとする。 ・ こころの健康相談統一ダイヤル(※)の夜間相談体制強化のため、(公社)日本精神保健福祉士協会等が18時30分から22時30分の夜間に相談を実施 ・ 令和3年度より、全国規模でSNS相談を実施する「基幹SNS相談事業者」を選定し、事業者と都道府県等や支援団体が連携し、入口から出口まで一環した包括的支援体制を構築 ・ 都道府県等において、「基幹SNS相談事業者」と連携した包括的支援体制を構築するため、相談支援を行う専任職員を配置し、地域のネットワークを活用しつつ、相談者の相談内容に応じた具体的かつ継続的な支援を実施 ※ 自殺を防ぐための地域における相談体制の充実を図り、相談しやすい体制の整備を促進するため、都道府県・政令指定都市が実施している公的な電話相談事業に全国共通の電話番号を設定したダイヤル。令和7年4月現在60自治体が加入。 ○ こども家庭庁を中心とした「こどもの自殺対策に関する関係省庁連絡会議」が設置され、令和5年6月2日に同会議において「こどもの自殺対策緊急強化プラン」がとりまとめられ、今後、本プランを踏まえて、こどもの自殺対策を推進していくこととなる。	
施策を取り巻く現状	○ 令和6年の自殺者数は20,320人となり、対前年比1,517人(約0.2%)減となり、統計を開始した昭和53年以降で2番目に少ない数値となった。 ○ 男女別にみると、男性は3年ぶりの減少、女性は2年連続の減少となっている。また、男性の自殺者数は、女性の約2.1倍となっている。 ○ 小中高生の自殺者数は、近年増加傾向が続き、令和6年では529人と、統計のある昭和55年以降で最多となっている。 ○ 自殺の多くは多様かつ複合的な原因及び背景を有しており、様々な要因が連鎖する中で起きている。令和6年中の原因・動機特定者は18,335人であり、原因・動機は「健康問題」が一番多く(12,029件)、「経済・生活問題」、「家庭問題」、「勤務問題」と続いている。 ○ 自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合は近年増加傾向であったが、令和6年度については62.9%と減少した。	
施策実現のための課題	1	○ 平成10年以降、14年連続して3万人を超える状態が続いていた我が国の年間自殺者数は、平成18年に制定された自殺対策基本法や、政府における自殺総合対策大綱に基づく国、地方公共団体、民間団体、医療機関、事業主、支援機関など関係者による取組が進められてきた結果、3万人台から2万人台に減少し、また、自殺対策基本法が成立した平成18年と、コロナ禍以前の令和元年とを比較すると、男性は38%減、女性は35%減となるなど、着実に成果を挙げてきた。 ○ しかしながら、依然として、日本の自殺死亡率は先進国の中で高い水準にあり、年間自殺者数も2万人を超えており、多くの方々が自ら尊い命を絶たざるを得ないという深刻な状況である。 ○ こうした状況を踏まえ、自殺リスクの高まりへの懸念に対し、自殺を未然に防止するための対策を強化することで、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指し、自殺死亡率を減少させる必要がある。
	2	○ 自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合は近年増加傾向にあり、自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発が進展している。 ○ しかしながら、依然として、日本の自殺死亡率は先進国の中で高い水準にあること等を踏まえると、引き続き、地域住民が自殺に関して相談しやすい環境を整備する必要がある。

各課題に対応した 達成目標	達成目標/課題との対応関係			達成目標の設定理由			
	目標1	地域レベルの実践的な自殺対策の取組の更なる推進等		○ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、我が国の自殺死亡率は主要先進7ヶ国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えており、非常事態は未だ続いている。また、令和4年・令和5年の自殺者数は特に男性で増加をしており、自殺リスクの高まりが懸念される状況にある。 ○ 自殺対策は、家庭や学校、職場、地域など社会全般に深く関係しており、総合的な自殺対策を推進するためには、地域の多様な関係者の連携・協力を確保しつつ、地域の特性に応じた実効性の高い施策を推進すること等により、かけがえのない命が自殺に追い込まれることのない社会を目指すことが必要であるため。			
	(課題1)						
	目標2	自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発		○ 年間自殺者数は減少傾向にあるが、我が国の自殺死亡率は主要先進7ヶ国の中で最も高く、年間自殺者数も依然として2万人を超えており、非常事態は未だ続いている。また、令和4年・令和5年の自殺者数は特に男性で増加をしており、自殺リスクの高まりが懸念される状況にある。 ○ 地域住民が自殺に関して相談しやすい環境を整備するためには、こころの健康相談統一ダイヤルの運用等により自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発に取り組むことが必要であるため。			
	(課題2)						
施策の予算額・執行額等	区分		令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
	予算の 状況 (千円)	当初予算(a)	3,443,173	3,559,999	3,698,555	3,883,597	4,027,219
		補正予算(b)	-	-	2,065,803	2,033,628	-
		繰越し等(c)	-	-	-	2,065,803	
		合計(a+b+c)	3,443,173	3,559,999	5,764,358	7,983,028	
	執行額(千円、d)		3,275,778	3,399,278	3,658,360	5,632,203	
	執行率(％、d/(a+b+c))		95%	95%	63%	71%	
施策に関係する内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)	施政方針演説等の名称		年月日		関係部分(概要・記載箇所)		
	第217回国会 衆議院厚生労働委員会における厚生労働大臣所信表明		令和7年3月7日		第四次自殺総合対策大綱の下で、どなたも自殺に追い込まれることのない社会の実現に向け、関係省庁と連携し、SNSを活用した相談体制の拡充など、自殺対策を強化します。		

達成目標1について		地域レベルの実践的な自殺対策の取組の更なる推進等										
測定指標	指標1 人口10万人当たりの自殺者数 (アウトカム)	指標の選定理由	自殺総合対策大綱(令和4年10月閣議決定)において、「2026(令和8)年までに、自殺死亡率を平成27年と比べ30%以上減少させる」ことを明記しているため。 ※基準値、目標値、実績値における集計単位は「年度」ではなく、「年」で記載している。									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	旧大綱(平成24年8月閣議決定)において平成28年までに自殺死亡率を平成17年と比べて20%以上減少させることを目標とし、23.6%減少させることができた。そのため、次の目標としては、今後10年間で先進諸国の現在の水準まで減少させることを目標として、さらに高い目標を掲げたものである。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		平成27年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年	令和8年	○	△		
		18.5	16.0	15.5	15.0	14.5	14.0	13.0				
			16.4	16.5	17.4	17.4	集計中 (令和7年9月ごろ公表予定)					
	指標2 地域自殺対策強化交付金を活用して、事業を実施する都道府県、市町村及び民間団体数 (アウトプット)	指標の選定理由	自殺対策を行う地方自治体及び民間団体の実数を把握することにより、地域レベル及び民間団体における自殺対策の推進状況を計れるため指標として設定した。									
		目標値(水準・目標年度)の設定の根拠	事業を実施する都道府県、市町村及び民間団体数については、各自治体や民間団体において地域の実情を踏まえた事業を実施しており、具体的な最終目標の設定が困難である。また、各年度において目標値を立てることも同様に困難であることから、目標値は「過去3年間の実績値の最高値を上回る値」とする。									
		基準値	年度ごとの目標値					目標値	主要な指標	達成		
			年度ごとの実績値									
		—	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	毎年度	○			
		—	1,375	1,375	1,376	1,401	1,420	過去3年間の実績値の最高値を上回る値				
			1,309	1,376	1,401	1,420	1,461					

	【参考】指標3	実績値							
	地域自殺対策強化交付金を活用して、自殺対策の相談窓口を設置する自治体数 (アウトカム)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度			
		-	633	647	675	719			
	【参考】指標4	実績値							
	(ア)「10歳～19歳」及び (イ)「20歳～29歳」の人口10万人当たりの自殺者数 (アウトカム)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年			
		-	(ア)6.8 (イ)20.7	(ア)7.4 (イ)19.6	(ア)7.5 (イ)19.8	(ア)7.5 (イ)19.3			
	【参考】指標5	実績値							
	原因・動機が特定された自殺者のうち、自殺の原因・動機が「勤務問題」であった件数 (アウトカム)	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年			
		-	1,935件	2,968件	2,875件	2,564件			

達成目標2について		自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発										
測定指標	指標6 自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合（アウトカム）	指標の選定理由	地域住民が自殺に関して相談しやすい環境を整備するためには、自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発により、自殺の問題は一部の人や地域だけの問題ではなく、国民誰もが当事者となり得る重大な問題であることについて国民の理解の促進を図る必要がある。自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発が進むと、「自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合」が増加すると考えられるため、指標として設定した。 【出典】厚生労働省行政モニターアンケート調査（厚生労働省）									
		目標値（水準・目標年度）の設定の根拠	直近3年の「自殺対策は自分自身に関わる問題であると思う人の割合」の増加率を加味して80%とする。									
		基準値	年度ごとの目標値						目標値	主要な指標	達成	
			年度ごとの実績値									
		令和4年	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和8年	○	×		
		63.5%	-	-	-	-	80%	80%				
			52.6%	53.4%	63.5%	68.1%	62.9%					
	【参考】指標7 こころの健康相談統一ダイヤルの実施回数（アウトプット）	実績値										
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度						
		98,948回	129,381回	144,570回	186,992回	173,278回						
	【参考】指標8 SNSを活用した相談事業における相談件数（延べ件数）（アウトプット）	実績値										
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度						
		63,028件	259,814件	271,727件	275,270件	精査中（令和7年8月ごろ確定予定）						

※ 令和4年度から令和8年度は第5期基本計画期間である。

学識経験を有する者の知見の活用	（有識者会議WG後に記載）
-----------------	---------------

評価結果と 今後の方向性	目標達成度合いの測定結果	(各行政機関共通区分) ④【進展が大きい】
	総合判定	(判定結果) B【達成に向けて進展あり】
		(判定理由) 【達成目標1:地域レベルの実践的な自殺対策の取組の更なる推進等】 ・ 指標1については、令和6年の実績値が判明していないことから令和5年の実績値に基づく、目標は達成できなかった(△)が、自殺統計に基づく直近年の自殺者数は統計開始以降2番目に少ない数値となり、目標達成に向けて進展があると評価した。 ・ 指標2については、目標である前年度(令和5年度)の事業実施団体数を達成した。
		【達成目標2:自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発】 ・ 指標6については、目標に対する達成率が79%となったことから、目標は達成できなかった(×)と評価した。
		【総括】 ・ 主要な指標である指標1及び指標6の達成状況については、「△」及び「×」となっているが、国を挙げた自殺総合対策が着実に成果を上げてきたことなどにより、自殺統計に基づく直近年(令和6年)の自殺者数は統計開始以降2番目に少ない数値となっていることや、通年及び自殺予防週間・自殺対策強化月間を通じた集中的な広報を継続的に実施し、参考指標7・参考指標8が増加傾向にあることから、目標達成に向けて一定の進展があると考え、判定結果は④に区分されるものとしてBとした。
	施策の分析	(有効性の評価)
		【達成目標1:地域レベルの実践的な自殺対策の取組の更なる推進等】 ・ 指標1については、目標は達成できなかったが、自殺統計に基づく直近年の自殺者数は統計開始以降2番目に少ない数値となり、地域レベルの実践的な自殺対策の取組の更なる推進ができていると評価できる。 ・ 指標2については、目標を達成できていることから、地域レベルの実践的な自殺対策の取組の更なる推進ができていると評価できる。
		【達成目標2:自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発】 ・ 指標6については、目標は達成できなかったが、その要因としては、近年、割合が6割前後で横ばい傾向にあることから、通年及び自殺予防週間・自殺対策強化月間を通じた広報等が一定の層には届き、根付いていると考えられる一方、自殺対策を自分事として捉えていない無関心層に対してアウトリーチできていない可能性が考えられる一方で、自殺統計に基づく直近年(令和6年)の自殺者数は統計開始以降2番目に少ない数値となっていることから、通年及び自殺予防週間・自殺対策強化月間を通じた集中的な広報の継続的な実施など、自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発に係る各種取組は一定の効果ができていると評価できる。
		(効率性の評価)
		【達成目標1:地域レベルの実践的な自殺対策の取組の更なる推進等】 ・ 指標2の年々の増加、及び継続して目標達成していることに示されるとおり、地域自殺対策強化交付金を活用して地域における様々な取組が実施されてきたことが、(指標1について目標達成に至らなかったものの、)自殺者数の減少(自殺統計に基づく直近年(令和6年)の自殺者数は統計開始以降2番目に少ない数値となった)につながっていると考えられ、実効的・効率的な取組が行われていると評価できる。
		【達成目標2:自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発】 ・ 指標6については、本達成目標に係る予算事業の「自殺対策推進経費」について、業務実施者の選定にあたり総合評価による一般競争入札での競争性のある調達方式としていることから、毎年度時代に即した新しい内容に見直しながら、効率的に事業が実施されていると評価できる。
		(現状分析)
		【達成目標1:地域レベルの実践的な自殺対策の取組の更なる推進等】 ・ 指標1・2については、自殺統計に基づく直近年(令和6年)の自殺者数が統計開始以降2番目に少ない数値となるなど、着実に取組が進んでいると考えられるが、目標値に掲げる自殺死亡率の先進諸国並みの水準への減少に向け、引き続き、どなたも自殺に追い込まれることのないよう、取組を進める必要がある。
		【達成目標2:自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発】 ・ 指標6については、目標を達成することはできなかったが、自殺統計に基づく直近年の自殺者数は統計開始以降2番目に少ない数値となっていることから、一定の進展があると評価しつつも、目標達成を目指し、引き続き国民の自殺対策への理解促進に取り組む必要がある。
	次期目標等への 反映の方向性	(施策及び測定指標の見直しについて)
		【達成目標1:地域レベルの実践的な自殺対策の取組の更なる推進等】 ・ 指標1については、自殺対策大綱に基づく指標であり、引き続き目標達成を目指し、取組を進めていく。 ・ 指標2については、地域レベル及び民間団体における自殺対策の推進の指標であり、引き続き目標達成を目指し、取組を進めていく。
		【達成目標2:自殺や自殺対策に関する知識の普及・啓発】 ・ 指標6については、目標年度(令和8年度)の目標値の達成に向け、広報事業等の効果分析を行い、新しい広告メニューや媒体の活用等によって、より一層の目標達成のための普及啓発を実施していく。

参考・関連資料等	- 自殺対策基本法(右記検索サイトから検索できます) URL:https://laws.e-gov.go.jp/ - 自殺総合対策大綱 URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/taikou_r041014.html - 自殺対策白書 URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/jisatsuhakusyo.html - 自殺の統計:各年の状況 URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/jisatsu_year.html - 自殺対策について URL:https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/seikatsuhogo/jisatsu/index.html 「まもろうよ ころ」(電話やSNSによる相談窓口等の情報をわかりやすくまとめたサイト) URL:https://www.mhlw.go.jp/mamorouyokokoro/
----------	---

担当部局名	社会・援護局	作成責任者名	総務課自殺対策推進 室長 宮崎 千晶	政策評価実施時期	令和7年7月
-------	--------	--------	--------------------------	----------	--------